郡上市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援委託業務　企画提案仕様書

（適用範囲）

第１条　本企画提案仕様書（以下「本仕様書」という。）は、郡上市（以下「甲」という。）が実施する「郡上市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援委託業務」（以下「本業務」という。）」について適用され、受託者（以下「乙」という。）が執行しなければならない事項を定めたものである。

（目的）

第２条　国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト（※）に対して企業が寄附を行った場合に税負担の軽減措置が与えられる地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（以下「企業版ふるさと納税」という。）は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組みを深化させるものである。

　　本制度の積極的な活用を図り、乙独自のネットワークやノウハウを生かすことで、甲に対して新規で企業版ふるさと納税により寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という。）へ働きかけを行い、寄附の獲得を目指す。また、寄附を行った企業（以下、「寄附企業」という。）が甲の地方創生の取組みに継続的な関係が築けることを図る。

　　（※）甲は、観光立市郡上まち・ひと・しごと創生計画（令和４年第６３回認定）において、「包括的な認定」を受けています。

（履行期間）

第３条　契約締結の日から令和６年３月３１日までとする。

２　契約期間満了の３カ月前までに契約当事者のどちらか一方から契約を更新しない旨の申入れがない場合には、乙との契約は１年間延長されるものとする。なお、契約は年度ごとに締結するものとし、以後も同様とする。ただし、本条項による通算の契約期間は３年を限度とする。

（委託業務の内容）

第４条　乙は、次の各号により、甲の企業版ふるさと納税による寄附獲得を支援すること。

（１）甲の設計する地方創生プロジェクトの内容に関するアドバイス支援

（２）寄附見込企業の新規開拓及び地方創生プロジェクトに合致する寄附見込企業の紹介

（３）寄附見込企業に対する地方創生プロジェクトのプレゼンテーション及び寄附を通じて実現したいことのヒアリング

（４）企業側のニーズ調査及び情報収集

（５）寄附申出書の記載方法など寄附見込企業へ寄附までの支援

（６）寄附企業が市と継続的な関係を築けるようなアフターフォロー

（７）その他、甲の寄附獲得に資する支援

（協議）

第５条　乙は甲と必要の都度、打合せ等協議を行い、密接な連絡調整を確保して本業務を進めるものとする。また、乙は打合せ協議の内容を記録し、速やかに協議録を提出するものとする。

（委託料）

第６条　委託料の算定は成果報酬型によるものとし、乙が甲に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×成果報酬割合（１円未満切り捨て）

上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

２　委託料は寄附企業１社あたりの上限を５５０万円とする。（消費税及び地方消費税相当額含む）

３　寄附見込企業が甲に対して寄附を行った後、甲は速やかに第１項の計算式により算出した金額とともに乙にこの旨を伝え、乙の請求により、委託料の支払いを行うものとする。ただし、委託料の支払いは寄附受領後、直近の議会において補正予算承認後とする。

（進捗報告）

第７条　乙は、業務の進捗に応じて定期的に甲へ報告を行うこと。

（守秘義務）

第８条　乙は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

２　乙は、本業務により知り得たすべての情報について、個人情報の保護に関する法律他関連法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止するとともに、個人情報の保護に努め、適切に利用しなければならない。本業務終了後も同様とする。

（業務にかかる提出書類）

第９条　業務着手時においては、以下の（１）及び（２）、業務完了後においては、以下の（３）から（５）の書類を作成し甲に提出すること。

（１）業務着手届

（２）業務計画書

（３）業務完了届

（４）業務報告書

（５）その他甲が提出を求めたもの

（成果品）

第１０条　業務完了時には、乙は甲に業務実施内容に係る報告書を提出しなければならない。報告書の体裁、数量については別に定めるものとする。なお、報告書はすべて甲に帰属し、乙は甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

（禁止事項）

第１１条　乙は寄附企業または寄附見込企業に対し、寄附の代償として経済的利益を供与してはならない。

（その他）

第１２条　本業務を履行するにあたっては、乙は甲に情報共有し、協働により進めるもの

とする。

２　本仕様書に明示なき事項については、甲乙双方による協議を行い、これを決定するも

のとする。